

熱中症に注意しましょう。

<問合せ>

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部 ☎ 958-0119

健康増進課（保健センター） ☎ 956-1000

熱中症とは？

日射病・熱けいれん・熱疲労・熱射病の総称であり、室温や気温が高い中での作業や運動により、体内の水分や塩分（ナトリウム）などのバランスが崩れ体温の調節機能が働かなくなり、体温の上昇、めまい、体がだるい、ひどい時にはけいれんや意識の異常など、さまざまな症状を起こす病気です。

家の中でじっとしていても、室温や湿度が高いために、熱中症になる場合がありますので、注意が必要です。

!!こんなときは!! ためらわずに救急車を呼んでください。

⚠ 自分で水が飲めなかったり、脱力感や倦怠感が強く、動けない場合

⚠ 意識がない(おかしい)、全身のけいれんがあるなどの症状を発見された方



※子どもと高齢者は特にご注意を…

☑子どもの特徴

大人より地面に近いので、地面の照り返しの影響が大きく、高い温度にさらされる。

☑高齢者の特徴

汗をかきにくい、暑さを感じにくいなど、気づくのが遅れる。

★熱中症予防のポイント

部屋の温度をこまめにチェック

(普段過ごす部屋には温度計を置くことをお勧めします)

室温が高くならないよう、エアコンや扇風機を上手に使いましょう

のどが渇かなくても、こまめに水分補給を

外出の際は、体をしめつけない涼しい服装で、日よけ対策も忘れずに

暑いときは無理をせず、適度に休憩をとりましょう

栄養バランスの良い食事と体力づくりを心がけましょう

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金

平成 27 年度
引き続き実施します。

臨時福祉給付金

→支給対象となる可能性のある方に、8月上旬に申請書を郵送します。

支給対象者

平成 27 年度の住民税が課税されていない方。

※課税されている方に扶養されている場合や、生活保護の受給者である場合などを除く

支給額 1人につき 6,000 円
(10月以降に順次、支払います。)

申請期限 平成 28 年 1 月 29 日(金) まで

- ・一定の居住地を持たない方でいずれの市町村にも住民登録がされていない方については、平成 27 年 1 月 2 日以降であっても住民登録の手続きを行えば、申請をすることができます。
- ・DV 被害者や児童福祉施設等に入所している児童で、他の市町村から住民登録を移さずに羽曳野市にお住まいの方については、羽曳野市で申請を受けることができます。

子育て世帯臨時特例給付金

→「平成 27 年度児童手当・特例給付現況届」
(6月にこども課より発送)で申請してください。

※5月転入者や5月第1子出生などの方は、6月末から別途発送しています。

支給対象者 平成 27 年 6 月分の児童手当の受給者
(特例給付の受給者は除く)

申請期限 平成 27 年 12 月 1 日(火) まで

※平成 27 年度は、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の両給付の支給要件に該当する場合は、どちらの給付金も受け取ることが可能です。

※受付期間は、市町村によって異なります。
ご注意ください。

問
合
せ

- 臨時福祉給付金
臨時福祉給付金等支給業務室
☎ 958-1111 内線 1188
- 子育て世帯臨時特例給付金
こども課
☎ 947-3836

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

不審な問い合わせなどがありましたら、迷わず、市や最寄りの警察署(または警察相談電話(#9110))にご連絡ください。